

第 4 8 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 3 市民部関係（第 2 条関係）			別表第 3 市民部関係（第 2 条関係）		
事務	手数料		事務	手数料	
	名称	金額		名称	金額
1 ～13 （略）			1 ～13 （略）		
	14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1 件につき	800 円
	15 ～20 （略）		15 ～21 （略）		
備考 （略）			備考 （略）		

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止する必要があるからである。